

**神戸市立須磨翔風高等学校における外国人生徒授業支援に係る
会計年度任用職員（特定事務）募集要項**

1. 募集人数

1名（神戸市立須磨翔風高等学校）

2. 業務内容

神戸市立須磨翔風高等学校に在籍する1年生の外国人生徒3名について、

- ・授業（「総合的な探究の時間」、「産業社会と人間」等）での生徒支援
日本語による時間中の補助（説明や指示の補足等）

- 事前準備（教材のルビ打ち等）、事後の事務（教材の整理等）

- ・保護者への支援

- 日本語による補助（教育に関する説明内容の確認等）

- 保護者会の準備（資料のルビ打ち等）、事後の事務（資料の整理等）

- ・その他、各生徒の日常生活に関する支援

- 予定や指示の確認、補足等

- 配付プリント類のルビ打ち等

（選挙事務や災害対応に従事する可能性がある。）

3. 応募資格

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教諭及び養護教諭の普通免許状のうちいずれかを有する場合は選考時に考慮します。

なお、以下の場合に応募できません。

- ・外国籍で就職が制限されている在留資格の場合は応募不可

- ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する者は応募不可

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 任用期間

任用日から令和7年3月31日まで

- ・勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります（最長5年）。

- ・募集期間の延長等により変更する可能性があります。

5. 勤務条件等

(1) 基本給

時給：1,771円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

(2) 諸手当等

通勤手当等

(3) 勤務時間・日数

8時40分～17時00分の間で週に16時間（平均、おおよその目安）

1か月あたり勤務時間数：64時間（平均、おおよその目安）

※出勤日は神戸市立須磨翔風高等学校と調整の上、決定します。

※学校行事や長期休業期間中などにより勤務の無い週があります。

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び週のうち所属から指定された日

(5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇等

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 勤務地

神戸市立須磨翔風高等学校（神戸市須磨区西落合1丁目1-5）

(7) 福利厚生

労働災害補償

(8) 試用期間

1ヶ月（再度任用する場合も同様）

(9) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象です。

・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。

①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）

②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

③兼業を行うことによって本市の信用を損なうおそれがある場合

6. 選考方法

須磨翔風高等学校において書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し、合格者を決定します。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービルハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局学校教育部学校教育課

電話（直通）078-984-0716

※問い合わせは、平日9:00~17:00（12:00~13:00を除く）にお願いします。

8. 申込方法

①提出書類

履歴書（様式自由）

※面接日時等について連絡しますので、日中につながる電話番号を記入してください。

②申込方法

上記の書類提出先に必ず郵送で提出してください。（直接訪問による提出は受付していません）

③受付期間

令和6年12月6日（金曜）～令和6年12月17日（火曜）（消印有効）

9. その他

・応募資格がない、あるいは提出書類の記載事項に誤りや不備が判明した場合、採用を取り消すことがあります。

・提出された応募書類は、返却しません。

・応募書類等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、厳正に取り扱い、当募集及び任用手続以外の目的で利用しません。